

群馬県医療 DX 推進に向けた医療機関等における マイナンバーカード利活用推進事業補助金よくある質問

Q1 医療 DX 推進に向けた医療機関等におけるマイナンバーカード利活用推進事業とはなんですか？

A1 群馬県内に開設する医療機関・薬局の皆様が、マイナンバーカードを医療費助成（公費負担医療や地方単独医療費助成）の受給者証として利用可能とする PMH 接続に係るレセプトコンピューター（レセコン）の改修を行った場合、社会保険診療報酬支払基金（以下、「支払基金」という）の補助額に追加して補助金を交付する事業です。

Q2 補助金の交付条件は何でしょうか？

A2 次の①・②・③が条件となります。

- ① 令和 7 年度において本補助金の交付を受けていないこと。
- ② 医療費助成の受給者証について、マイナンバーカードによる資格確認を実施するためのレセコン改修を完了していること。
- ③ 支払基金の補助事業である「医療費助成の受給者証・診察券のマイナンバーカード一体化補助金」の交付決定を受けていること。また、令和 8 年度の申請期間以前に改修を行い、国の交付決定を受けている場合も対象となります。

Q3 県の補助金額について知りたい

A3 県の補助金の補助率や補助上限額は次のとおりです。

施設種別	補助率	補助上限額
病院	1/4	141,000 円 (566,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額)
診療所	1/8	9,000 円 (73,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額)
大型チェーン薬局	1/4	18,000 円 (73,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額)
薬局 (上記以外)	1/8	9,000 円 (73,000 円を上限に左欄の補助率を乗じた額)

◆ 国庫補助と合計した補助イメージ

- 「病院」 のシステム改修費用：56.6 万円の場合

国 (支払基金) 補助【1/2】 28.3万円	県補助【1/4】 14.1万円	病院負担【1/4】 14.2万円
-------------------------	--------------------	---------------------

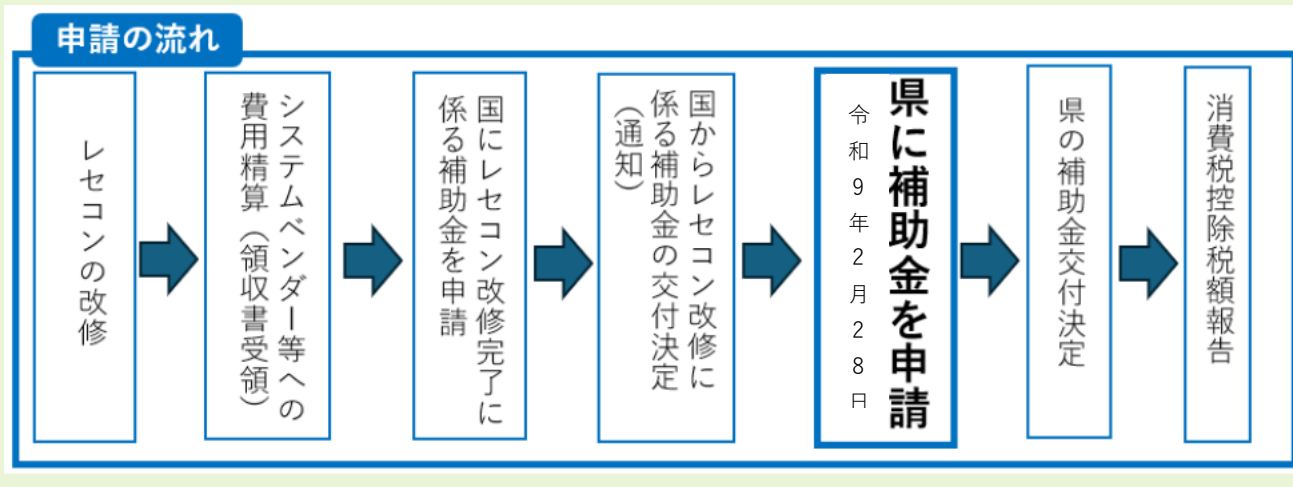
- 「大型チェーン薬局」 のシステム改修費用：7.3 万円の場合

国 (支払基金) 補助【1/2】 3.6万円	県補助【1/4】 1.8万円	薬局負担【1/4】 1.9万円
------------------------	-------------------	--------------------

- 「診療所・薬局 (大型チェーン以外)」 のシステム改修費用：7.3 万円の場合

国 (支払基金) 補助【3/4】 5.4万円	県補助金 【1/8】 0.9万円	診療所・ 薬局負担 【1/8】 1万円
------------------------	------------------------	---------------------------

Q4 申請までの流れについて教えてください



A4 公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセコン改修完了後、支払基金の補助金を申請していただき、支払基金の交付決定後に県へ申請していただきます。支払基金から補助金交付決定の通知を受けた施設に限ります。

Q5 県の申請期限はいつまでですか

A5 申請期限は令和9年2月28日です。

Q6 県の補助金を申請するとき、必要な書類や手続きの方法について教えてください

A6 申請は **LOGO フォーム**によるオンライン申請のみとなります。

以下の書類を準備の上、以下の URL 又は QR コードから申請してください。



●令和8年度 群馬県医療 DX 推進に伴うマイナンバー利活用推進事

補助金【病院・診療所・薬局】

<https://logoform.jp/form/9cfD/1570542>

【必要な書類】

※一部画像ファイル等アップロードしていただく必要があります。

※支払基金に提出したもの（補助対象事業費が確認できるもの）

- ①システム改修にかかる領収書及び内訳書
- ②支払基金から発行された補助金交付決定通知書（写）
- ③申請者名義の振込先金融機関通帳
- ④委任状（申請代表者名義ではない口座への支払いを希望する場合のみ）

Q7 チェーン薬局だが、群馬県以外に所在する施設分も申請できるのですか

A7 いいえ、申請いただけるのは群馬県内に所在する保険医療機関（病院・診療所）及び保険薬局のみです。群馬県以外に所在する施設については、該当都道府県にお尋ねください。

Q8 基金での補助金申請では事業者一括申請を行いました。県の補助金も一括申請できるのですか

A8 いいえ、県の補助金では一括申請することができません。保険医療機関（病院・診療所）や保険薬局の施設ごとに申請してください。支払基金から補助金交付決定の通知を受けた群馬県内に所在する保険医療機関（病院・診療所）及び保険薬局が、申請することができます。

Q9 公費医療の制度や市町村ごとにレセコンを改修する必要があるのでしょうか

A9 いいえ、医療機関・薬局のシステム改修を行った場合、医療費助成のオンライン資格確認の対象となる各医療費助成の受給者証情報を受け取ることが可能になるため、基本的に、オンライン資格確認の対象となる医療費助成制度が追加されても、改修する必要はありません。ただし、医療扶助におけるオンライン資格確認等の導入については別途導入が必要となります。

Q10 国の補助金では、マイナンバーカードの診察券利用のための再来受付機その他必要なシステムの改修等に係る事業についても補助対象となっていますが、県の補助事業でも補助対象となりますか

A10 いいえ、県補助事業では補助対象となりません。

県補助の対象となるのは、公費負担医療や地方単独医療費助成のオンライン資格確認を実施できるためのレセコンの改修に係る事業となっております。

Q11 社会保証診療報酬支払基金が実施する「医療費助成の受給者証・診察券おマイナンバーカード一体化補助金」の情報はどこから確認できますか

A11 以下のホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/iryuuhiyosei-iryuuikan.html

**Q12 国の補助金申請（医療機関等向け総合ポータルサイト）へのお問い合わせ先を
教えてください**

A12 オンライン資格確認等コールセンター

0800-080-4583（通話無料）

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時～午後6時

土曜日（祝日を除く）午前8時～午後4時